

医師のAKAー博田法 標榜等許可基準

1. 指導医

指導医に3段階を設ける。1年ごとに昇格及び降格を再評価する。

1) 指導医 A

AKA 博田法に関して指導とデモンストレーションを行う能力がある。

臨床での標榜、指導、講演、他学会発表、論文、書籍執筆、広告などすべて可。

日本 AKA 医学会に関係する講習会、研修会等において AKA 博田法を指導すること。

2) 指導医 B

AKA 博田法に関して指導はできるがデモンストレーションを行う能力はない。

臨床での標榜、指導、講演、他学会発表、論文、書籍執筆、広告などすべて可。

日本 AKA 医学会に関係する講習会、研修会等において AKA 博田法を指導すること。

3) 指導医 C

AKA 博田法に関して指導する能力がない。

臨床での標榜、指導、講演、他学会発表、論文、書籍執筆、広告などすべて不可。

2. 上級指導医

AKA 博田法と ANT に関して卓越した知識と技術を有し、指導医(者)をも指導する能力がある。

指導医 A の資格に加え以下の資格を有する。

① 指導医・専門医試験の試験官

3. 専門医

標榜不可、自身の施設内での後進の指導は可。

4. 学会発表、論文、その他の執筆

当学会での発表は会員すべて可。他学会での発表は上級指導医、指導医 A または B と共同であれば可。本学会誌での論文は会員すべて可。その他の論文、執筆は上級指導医、指導医 A または B と共同であれば可。

5. 学校等で、学生(医学生、PT、OTほか) に対する講義、実習指導、及び看護師に対する講義は、指導医 C、専門医は、個別に許可を得ること。(事務局に申し出ること)

有効期間は1年(毎年申請すること)。

専門医は、1件のみ許可。

許可料は、1件1年間4千円

6. 臨床でのAKAー博田法の使用は会員すべて可。インフォームド・コンセント可。

患者の質問があればAKAー博田法を使用したことを言ってもよい。

7. 標榜等許可料(認定期間毎)

指導医 1万円

準指導医 1万円

8. その他疑問があれば事務局に問い合わせること。患者の質問があればAKAー博田法を使用したことを言ってもよい。

附則

本基準は2022年7月24日より実施する

2025年4月23日 上級指導医の項目を編集。